

登録番号	※ —
------	--------

大阪市立中学校部活動支援人材バンク(部活動指導員) 登録申請書

<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 ※ 前回登録番号 —		登録年月日	※	年	月	日
		申請年月日		年	月	日
フリガナ						写 真 (4cm×3cm) 上半身・正面・脱帽 過去3ヶ月以内に 撮影したもの
名 前						
現住所	〒 —					
生年月日	年		月	日	歳	
電話番号	()	—	職業			
携帯電話番号	()	—	自宅最寄り駅	線	駅	
E-mail	@					

該当要件 ※当てはまるものに☑してください	<input type="checkbox"/> (1) 学校現場に勤務している会計年度任用職員(例:非常勤講師等)					
	<input type="checkbox"/> (2) 教員免許を取得しており、該当する種目等における児童生徒への指導実績を有する者					
<input type="checkbox"/> (3) 公益財団法人日本スポーツ協会又は各競技団体や関係団体等が認定する指導者資格を取得しており、かつ、当該資格に基づく児童生徒への指導実績を有する者						
<input type="checkbox"/> (4) 自らが該当する種目等の経験を持ち、児童生徒への指導実績がある地域等の人材で、該当する団体の代表等から部活動指導員として適格であると推薦された者 【要 (様式第4号)人材バンク登録者推薦書】						
<input type="checkbox"/> (5) 高等学校卒業程度の資格を有し、専門学校、大学もしくは大学院に在籍しており、自らが該当する種目等の経験を持ち、児童生徒への指導実績がある人材で、出身学校、専門学校、大学の関係者等から部活動指導員として適格であると推薦された者 【要 (様式第4号)人材バンク登録者推薦書】						
※該当要件(5)で申請の方は、登録後に市教委実施の研修等を修了したうえで採用可能となります。						

指導可能種目等 ※希望する順にお書きください	1	2	3
---------------------------	---	---	---

指導可能時間帯 ※可能な時間帯に○をつけてください	月	火	水	木	金	土	日	指導希望地域 (複数選択可) (希望する地域を☑してください)
	午前	☑	☑	☑	☑			
	午後							
備考								<input type="checkbox"/> 大阪市全域 <input type="checkbox"/> [西淀川区・淀川区・東淀川区 此花区・港区 福島区・北区・都島区・旭区・城東区 鶴見区・東成区 西区・中央区・大正区・浪速区 西成区・住之江区・住吉区 天王寺区・生野区・阿倍野区 東住吉区・平野区]

※は記入の必要はありません。

(裏面もご記入ください)

学 歴 職 歴 <small>※最終学歴から お書きください</small>	年	月	履 歴 事 項	
競技 種目等 の 活動歴 指導歴	年 月 ~ 年 月	所属団体・学校 種目等	指導内容・関わり方 等	
	年 月 ~ 年 月			
	年 月 ~ 年 月			
	年 月 ~ 年 月			
志望動機				
資格 指導歴等 <small>※各校への公表資料と なります</small>				

私は「大阪市立中学校部活動支援人材バンク（部活動指導員）」に登録したいので申し込みます。なお、私は、所定の要件を満たしており、申請書の記載事項は事実に相違ありません。また、提出した個人情報当該事業において利用することに同意します。

年 月 日
(自署) 名前

【登録に際しての留意事項】

- ・人材バンクに登録された全ての方が、部活動指導員として配置されるとは限りません。
- ・営利目的の登録は認めません。
- ・政治的、宗教的中立性を保ち活動に従事すること。
- ・法令や市教委の定める服務規定等を遵守し、活動に従事すること。
- ・学校教育に対し、理解と熱意をもって活動に従事すること。
- ・一度、部活動指導員として勤務を始めた場合でも、部活動指導員としてふさわしくないと市教委が判断した場合、活動の中止または登録の抹消をすることがあります。
- ・人材バンクに登録の個人情報については、定期的に中学校と共有します。

大阪市立中学校部活動支援人材バンク(部活動指導員)登録
申し立て書

年 月 日

大阪市教育委員会教育長 様

私は、「地方公務員法第16号各号」及び「学校教育法第9条各号」に該当しないことを申し立てます。

フリガナ	
名 前	
住 所	〒 _____
生年月日	_____年 _____月 _____日 _____歳

[参考]

(欠格条項)

【地方公務員法第16条(抜粋)】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【学校教育法第9条】

左の各号の一に該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該効の日から三年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者